

行動指針・情報に関する管理方針

行動指針

第1章 基本原則

1. 基本的人権を尊重する

私たちは、人間尊重の考え方を基本として、私たち一人ひとりの資質、能力が最大限に発揮されるよう行動します。私たちは、基本的人権を尊重し、あらゆる場面において個人の尊厳の確保に取り組みます。

2. 公序良俗に反しない

私たちは、常に社会とのかかわりを意識して良識をもって行動し、社会秩序や一般常識に反するような行動をしません。私たちの事業活動が社会に与える影響に十分考慮して、公序良俗に反する行動をとりません。

3. 法と倫理を遵守する

私たちは、社会とのかかわりの中で、法と倫理に従った行動をとります。事業活動に適用される国内外の法令、条例、商慣習、政府通達、運用基準、業界基準を遵守して行動します。この法令の遵守は社会の最低限の基本ルールであり、必ず守ります。さらに事業活動を行うにあたっては、高い倫理観と道徳意識をもって行動します。たとえ法律的問題が生じない場合であっても、人道的、道義的、倫理的問題を発生させません。

4. 公正な事業活動を行う

私たちは、国内外において公正な事業活動を行います。良き企業市民として社会的責任を認識し、社会からの信頼を損なうことのないよう健全な事業活動を行います。

5. 品質の向上に努める

私たちは、お客さまに提供する作品について、直接製造や品質管理にかかわる部門だけでなく、営業、研究、スタッフなどの部門を含めた会社全体で品質の向上を追求する「総合品質保証」の考え方に基づいて、品質の向上に努めます。

6. 情報の管理・開示を適切に行う

私たちは、情報の重要性を十分に認識し、その適切な管理について全員で取り組みます。また、たとえ不利益となる情報であっても隠ぺいすることなく、適切な情報開示を積極的に行い事業活動の透明性を高めます。

7. 環境と安全に配慮する

私たちは、地球環境と調和のとれた事業活動を行います。自然から与えられたかけがえのない環境を守り、限りある資源の節約と再生に努めた企業活動を実践します。

また、私たちは、安全な生産活動を行い、製品の安全性を確保して、健康で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

第2章 具体的な行動指針

第1節 お客さまとの信頼を築くために

1. お客さまのために最善を尽くす
2. お客さまとの信頼を守る
3. お客さまからお預かりした資産を適切に管理する
4. お客さまにかかわる情報を守る
5. 個人情報適切に取り扱う
6. 会社の秘密情報を守る

第2節 事業の刷新をするために

1. 国際ルールを遵守し、海外の文化や商習慣を尊重する
2. 知識、技能、技術の向上に努める
3. 職務を全うする
4. 知的財産を確保し、活用する
5. 他人の権利、利益を尊重する
6. 現状の改善に努め、新たな可能性に挑戦する

第3節 社会的責任を果たすために

1. 独占禁止法を遵守する
2. 協力会社に対する不正行為の禁止
3. 競争会社に対する不正行為の禁止
4. 私的な便益やリベートの受領・提供の禁止
5. 贈賄の禁止
6. 不適切な接待の禁止
7. 違法な政治献金・寄付金の禁止
8. 利益供与の禁止
9. 反社会的行為への加担の禁止
10. インサイダー取引の禁止
11. 不正な輸出入取引の禁止
12. 児童労働や強制労働の禁止
13. 環境負荷の削減・低減
14. 環境に配慮した事業の推進

第4節 働きがいのある企業風土を実現するために

1. 明るく、活気のある職場づくりに努める
2. 安全で、清潔な職場づくりに努める
3. 社内のルールを守る
4. 会社の財産を守る
5. 会社との利害が衝突する行為をしない
6. 不当な差別行為をしない
7. セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントをしない
8. 個人的活動をしない
9. インターネットを不正に利用しない
10. 情報・記録の適切な管理に努める
11. 違法な行為の黙認、虚偽報告や隠ぺいをしない
12. 問題提起者を保護する

第5節 トップグループの発展のために

1. TOPPANブランドに誇りを持つ
2. TOPPANブランドの醸成に努める
3. グループ企業間の連携を深める
4. 情報の適切な開示に努める
5. 株主や投資家とのコミュニケーションを促進する

2000年6月制定
2006年4月改定

情報に関する管理方針

1. 法と社会秩序を遵守のうえ、情報に関する社内規程類に則り、適切に情報を管理する。
2. 情報を収集するにあたっては、正当な目的および方法をもってこれを行なう。
3. 情報をもつ資産価値の重要性を認識し、情報を正規の目的のために安全かつ円滑に活用する。
4. お客様より預託を受けた情報について、お客様の信頼に応えるべく、安全に情報を管理する。
5. 常に最適な情報の管理を行なうために、社会情勢、技術動向および制度改正動向を的確に把握し、随時情報管理体制の改善に努める。

2001年4月1日制定